

令和 2 年

新 城 市 教 育 委 員 会

6 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和2年6月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 6月25日(木) 午後1時30分から午後3時45分まで

2 場 所 鳳来総合支所 4階 第5会議室

3 出席委員

和田守功教育長 花田香織教育長職務代理者 原田純一委員 安形茂樹委員
夏目みゆき委員 村松 弥委員 青山芳子委員

4 説明のため出席した職員

片瀬教育部長
請井教育総務課長
安形学校教育課長
鈴木生涯共育課長
熊谷生涯共育課参事
伊田生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事
白井生涯共育課参事

5 書 記

佐藤教育総務課庶務副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 5月会議録の承認

日程第2 6月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 6月の行事・出来事

日程第3 報告事項

- (1) 自粛期間中の教育委員の動きについて (教育部長)
- (2) 6月定例会市議会の概要報告 (教育部長)
- (3) 学校給食共同調理場について (教育総務課)

- (4) 新型コロナウイルス対策に関する事業について(教育総務課)
- (5) 新城市教育委員会規則による教育表彰について (教育総務課)

閉会 午後3時45分

○職務代理者

令和2年6月定例教育委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第1 5月の会議録の承認

○職務代理者

では、日程第1、5月の会議録の承認をお願いいたします。

日程第2 6月の新城教育

○職務代理者

ありがとうございました。

続きまして、日程第2、6月の新城教育、教育長報告からお願いいたします。

○教育長

今月から、定例教育委員会議及び校長会議におきまして、これまで紙面であったり口頭であったり、いろいろしていたわけですが、校長会議等の内容について全教職員への周知徹底を望むという声もありまして、メモ書きではありますが、文字情報でお伝えすることにしました。

それから、校長会議は、定例教育委員会議と内容が違うのですが、校長先生方にもレイマン・コントロールの一番大事な教育委員会議でどのような報告がなされ、あるいはどんな協議がなされているかということにつきましても関心を持っていただけるように、定例教育委員会議の教育長報告につきましても校長先生方に知ってもらえるよう併記しました。

それから、教育委員の皆様方にも、校長会議で教育長の話としてどのような話を校長にしているかということを知っていただくように、両方の情報を校長先生方、教育委員の皆様方にお知らせする形で進めていこうと考えております。

それでは、定例教育委員会議の教育長報告を御覧ください。

6月に学校が再開されてしましてほぼ1か月、それぞれの小中学校、順調に進めておりますが、いかんせん、3か月に及ぶ休校の中で、子供たちも先生方もなかなか不慣れな部分等、あるいは学習の遅れ、あるいは学校生活になじまないという状況で、授業の推進と、コロナへの対応で、大変な中、一生懸命進めております。当初は不登校の子もゼロという状況でしたが、1週間が過ぎ、2週間目で正常になる中で、また少し以前の状況に戻りつつあるという報告も受けております。

そんな中で、これからの教育を考えたときに、オンラインが大きなウエートを占めてくるということになりますので、せめて学校で数名いる不登校の児童生徒、あるいは支援の必要な子供たちに対して、オンラインを活用した、大上段に構える必要はないですので、1行、2行のメッセージでもいいですので、つながりをつけていくことができたらと考えております。

いずれにしろ、学校現場の大変な中で、教職員の皆様は本当に頑張ってみえます。ただ、やはり、全てに100%の力を出していたのでは潰れてしまいますので、メリハリ、緩急をつけてやっていただけるように、今日の校長会議でもお話をしました。

それから、学校行事、部活動につきましては、それぞれ小学校校長会、中学校校長会で、市全体としてどのように取り組むかということで、ほぼ見通しを立てて進めております。行事の中で子供が作られると、子供が成長するという部分も大きなものがありますので、長時間はかけられませんが、短

い時間の中で意義のある活動を進めていただきたいと思います。

今も申し上げましたけれども、喫緊の課題といたしましては、先生方、生徒のオンラインの習熟、活用ということではないかと思えます。

W i - F i 環境なんです、前回、調査した数値があったわけですが、その中で未回答等がございましたので、改めて恣皆調査をしました。児童生徒、全世帯、2,138世帯ありますが、2,138世帯のうち、W i - F i が設置されている世帯は2,073世帯です。未設置が65世帯でございます。これは%で言うと3.0%です。この65世帯のうち、これから設置しようと考えてみえる世帯が12世帯ありますので、残る53世帯、2.5%がまだこれからもW i - F i が未設置という状況になる見通しでございます。

コロナの3か月の休校の間で、やはり学校の授業の大切さ、あるいは学校給食の意義といったものをそれぞれ再認識したわけですが、これから、ウィズコロナの段階では、やはり教師によるこれまでの対面授業と、もう1つ、オンラインとの組合せを、休校に備えて少しずつでもやれるところから取り組んでいけたらなと思えます。ポストコロナの段階になりましたら、それらが日常的に使われる状態になるといいなと思えます。

この3か月の休校の間、子供たちも、特に男子のゲーム能力というのは格段に飛躍しまして、P T Aの、市P連で作った、いわゆる「スマホ&ゲーム機等とうまくつきあうための9か条」にあるようにゲームの扱い方、スマホ等の扱い方で、家族でルールを決めてやりましようとなっているんですが、すでに子供たちはそれを飛び越えて、オンラインで同じ学年、あるいは同じ学校の子供たち、それから上級生になると学校を飛び越えて、よその学校の子供たちとどんどんゲームをやるようになっております。そうすると、もう家庭の中の決まりだけではなくて、やはり市全体として、特に小学生の段階ではなかなかセルフコントロールのきかない時期でありますので、何とかお互いにやり過ぎないレベルでの規範が必要になるのではないかと思います。逆に、教職員はオンラインに慣れておりませんし、SNS等はなかなかやれない職業でもありますが、やはりオンラインに慣れていくということが、教育に生かすことにつながっていくのではないかと思います。社会は「S o c i e t y 5.0」という時代、共育も本年度から教育方針で「共育2.0」というタイトルを上げてきていますので、I C T活用能力をさらに向上させていきたいと考えます。

1番の一番下に書きましたように、不登校、障害のある子供、日本語指導が必要な子供、病気療養の子供等への対応がこれらを活用して支援できるようになるといいなと考えております。

2番目ですけれども、コロナ禍に対する市及び市教委の対応・支援ということで、そこに主だったものを挙げさせていただきました。今6月議会の予算等でも取り上げているものでございます。

上から順に言いますと、フレーム式フェイスシールドということで、市内全児童、生徒、教職員に配りました。3,700個でございます。

それから、非接触型体温計、ほとんどの子供たちが家で体温を測って登校していますが、忘れる子供もいますので、非接触型の体温計を、学校規模に応じて1本から7本を配布いたしました。

消毒用アルコールも学校では必要ですが、県の教育公務員弘済会から県下の全小中学校に500ml 6本を配布していただいております。今後不足してきたときに、またこの補充が必要になることと思えます。マスクケース、マスク等につきましては、そこにあるとおりです。

それから、コロナ禍における家庭の経済的困窮等を考慮いたしまして、市内の全児童生徒の7月、8月、9月の給食費を無償にする取り組みをします。

また、準要保護児童生徒につきましては、これまでの4月、5月の休校期間中の昼食費の補助をいたします。それから、学校給食で新城市の名産である鳳来牛を4回給食に出します。

さらに、委員の皆様方も心配してみえるネットワーク整備事業につきましては、タブレットを年度末までに全小中学生に1人1台配布します。それが約3,600万円、それから、Wi-Fi工事設計も、今設計を進めていますが、全小中学校に整備するということで、これが4億8,000万円かかります。

3点目、文化・スポーツの施設、活動につきましては、やはりこのコロナ禍の中、各種イベントがほとんど中止になると、スポーツ団体の活動、文化団体の活動もほとんどできていない状況の中で、今後施設の貸出しをどうしていくか、あるいはイベント開催をどうしていくかということについて、なかなか結論づけられない状況もございます。後ほど、担当からの話がありますが、委員の皆様方の御意見をいただければと思います。

校長会でお話した中で、ウィズコロナの学校教育ですが、これから子供たちに向けて、例年以上の猛暑になるという長期予報が出されていますので、感染防止対策と熱中症対策、このバランスを上手に取って柔軟に臨機応変に対応していくことが子供の命を守る、健康第一で学校生活を進めることが、非常に大事なことであるという、具体的なお話をさせていただきました。

それから、2番目、オンラインを強く意識した学校経営ということで、5点のお話をさせていただきました。また、危機管理ということで、毎月の校長会議で教育委員会、あるいは教育長等の方針等が出されますが、全教職員の周知徹底をということで、5点お話をさせていただきました。

いずれにいたしましても、これから台風、豪雨、あるいは地震等の心配もありますので、半径300メートルの達人をはじめ、様々な心の準備、あるいはいろいろな施設、あるいは組織の準備をしていくことが肝要になる季節を迎えるということでございます。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございました。

御質問等あれば、お願いいたします。

○委員

今、教育長さんがやっているフェイスシールド、それは全児童生徒に配ったということですがけれども、それとマスクとはどういうふうに使分けをしていくのですか。

○教育長

臨機応変でいいということで、基本的にはフェイスシールドは教室内での授業で使います。教室外においては三密を回避できればマスクなし、フェイスシールドももちろんなしということです。これを外で走り回ったりする時には絶対使わない、室内の授業で話し合いの時にということであれば、新学習指導要領でめざす対話的という部分を十分担保できるのではないかとということでもあります。

○委員

それは、危険はないんですか。割れて破片が目に入るというようなことは。

○教育長

割れることはないですね。

○委員

割れることはない。

○教育長

はい。

○委員

シールド面は危険はないんですけども、フレーム部分はやはりプラスチックですから、授業中などで着席しているという条件の下でないとは危険だと思います。

だから、つけたままで歩いての移動とかはあまりお勧めしないし、特に小学校低学年等は。ちゃんと座っている状態での、授業中、マスクなしでいい条件としてのフェイスシールドと考えた方が安全だと思います。

○委員

今、教育長さん、ずっとつけてみえますけれども、曇らないんですね。

○教育長

曇らないですね。

○委員

福岡県でしたか、全校の小中学生がフェイスシールドをつけたようですが、保護者から曇って見づらいいというクレームがあったそうです。それで必ずしもつけなくてもよい、マスクとの併用は求めないと変更された事例がありました。でも、そのフェイスシールドは使いやすい感じがしますね。

○教育長

おでこのところでスポンジなり何なりで支えて、ぐるっと頭をバンドで支えるのは、どうしても上も機密的でこもってしまいますので曇るんですけども、これは上も下も全部開いていますので大丈夫ですし、息も、飛沫はここでしっかり防御できて、空気もは四方八方から入ってくるので、非常に楽ですね。

曇らないということ、それから、やはりきれいに見えるということ。衝立式のシールドも、これも使ってみたんですけども、会議をしていると確かに見えるのですが、鏡のようになって、別の映像が映ったりして、様々な映像が映って見にくい。そういう面で、これはストレートに何もしない、いわゆる眼鏡をかけている状況と同じ状況で見えますので、非常に自然体で物事を進めることができるという感じですね。

○委員

もう少し聞いていいですか。

校長会のほうも、僕のところだと、フェイスシールドとマスクを併用というふうになったんですが、授業中はマスクをした上にフェイスシールドをつけるという、その辺は臨機応変ですか。

○教育長

どちらでもいいですよという意味合いです。

○委員

どちらでもいいというのは、どちらかをつければよいという意味なのですね。

先生方がつけるのは表情が子供たちによく見えるので、低学年の子供たちには特に有効かなと思います。ただ、低学年の子はうまくつけられるかどうか心配なのですが、他にも消毒とか水洗いをするとか、保管をどうするとか、そういう点はどのようにされるのでしょうか。

○教育長

これから学校教育課のほうで使い方についてマニュアルを発出していくんですけども、基本的には、日々はウェットティッシュで、あるいはアルコールティッシュで1日の帰りにこれを取り外して石けんと流水ですつと洗えば、また明るく日使えるんじゃないかという、そんな感じですね。

○委員

そこは取り外せるようになっているんですね。

○教育長

そうです。

ただ、子供たち、大人でもそうですけれども、無意識のうちに手というのは顔にしょっちゅう行っているんですよね。だから、特に落ち着きのない子供たちだったら、しょっちゅう行っているから邪魔でしょうがないという状況になります。

私も、これをやってみて初めて分かるんですけども、鼻を触りたいとか、おでこを触りたいというのがあるんですよね。そうすると、触れないなという感じで、ちょっと外して触ることがあるものですから、そういったところで、極端にそういうことの多い子供についてはマスクのほうがいい場合もあります。それから、慣れもあると思いますので、今後の感染防止等を考えると、しょっちゅう手が顔へ行くということを少なくしていく、そのためにもこれが役立つのではないかという、トライをしております。

○委員

マスクとかシールドをつけることで、人数は少ないと思うんですが、感覚過敏の子供さんがマスクをつけましようと言われて、マスクをしていくことがとても苦痛で、できないと言われる方がやはりいるということで、フェイスシールドでメガネみたいになるからいいのではないかと言ったけれども、でも、いつもここにあることをとてもやはり感覚的に受け入れられなくて、余計にそわそわしたりとか落ち着いて授業ができないということもあるとか。

そうすると、マスクもつけられない、することもできないという子供さんもいるということをお知らせしてもらったりとか、そういうこともあるんだということも知らせてあげることが、これから長い間、これでマスクを使ったりこういうものを使わなければならないという学校生活において、こういうことがあるんだということを教えてあげること等してもらえるとありがたいと思いますし、そういう子たちもどのような対策を施したらいいのかなというところもお伺いしたいなと思うんですけども、その辺の配慮というものもできたらと思っております。

○教育長

また、学校教育課のほうから、各学校への使用マニュアルを示す中でそのような注意事項もきちんと入れて発出していきたいと思っております。

○学校教育課長

はい。

○委員

病気じゃないので、治らないんですよね。

○委員

難しいですね、それは。何をやっても駄目だと思いますし、特に普通の子供さんであっても。

学校の先生たちが頭にあってフェイスシールドを提案したんですけども、子供さんたち全員とな

ると、低学年、1年生、2年生の子たち辺りはなかなかうまくいかないんじゃないかなという気はしています。一番心配するのは、先生もさっきおっしゃった怪我のことです。それでふざけ合っていて割れたりというのは、ちょっと目も当てられないなということを非常に思いますので、くれぐれも着席の状態の授業の場だけと。それから、登下校のときにするとか、もう1つ、家に持って帰れば絶対にこれは壊しますので、管理は学校でというのを。

それから、ここは汚いんだよということとかを、一般の子たちでもなかなかうまくはできないと思いますし、おととい、みえた子ですが、その子はなかなか清潔で神経質な子で、マスクとフェイスシールドを両方してみえたのですが、汚くて、これで前が見えるのかというフェイスシールドで堂々とおみえになった。それはそれでまたいろいろと問題がありますので、その辺のことは先生方、ぜひ上手に管理の仕方、安全なつけ方、それは学年を問わず徹底をして使っていただきたいなと思います。

基本、これをしていればマスクは要らないです。座っている限り。そういう便利なものだと思います。

以上です。

○職務代理者

ありがとうございます。

W i - F i とか、各家庭の通信環境の普及率ということで数字を出していただいたんですが、これは、無線か有線かということは別にしておいて、オンラインの授業をやることで通信料は加算されて行かないような通信環境があるお子さん、御家庭という理解でよろしいでしょうか。

携帯電話は、一定額を超えると、何ギガまでは幾らだけれども、授業をやりだしたら、月額が何千円と上乗せして、各御家庭で通信料を御負担いただかなければいけなくなってくると思うので、この数字はこの数字でももちろん意味があると思うんですが、2,138世帯中2,073世帯が整備されているという状況というのがどういうことを基準に数字が出てきているのか、お分かりになれば教えていただきたいなと思います。

○教育長

W i - F i が設置されている世帯数なので。

○職務代理者

完全にW i - F i ということ。

○教育長

そうです。

だから、いわゆる4Gでやっているのではなくて、W i - F i でやっているのだから、通信料は加算されていないと捉えていいと思います。

○職務代理者

そういうことで、捉えて大丈夫ですね。

○教育総務課長

学校を通じて調査をしたのですが、メールでのアンケートなので、あまり細かいことが聞けませんので、W i - F i 環境はございますかという質問で、YES/NOのみでございます。こちらとしては、携帯電話ではなく、有線で来ているW i - F i が何らかの形で来ているかということで調査をしたというところです。

○職務代理者

ありがとうございます。

もう1点、トイレの件ですが、これまでトイレをどうするかという話をこの中でしてきたときの中で、パンデミックは、トイレはすごく大きなファクターになっているのではないかということがここでも出てきたと思うのですが、新城市はその辺はどのような形ですか。除菌、消毒もそうなのですが、どんな形でやっていらっしゃるのか、どのような考え方でやっていらっしゃるのかということを確認してもよろしいでしょうか。

○学校教育課長

私が聞いている限りでいいますと、子供が帰った後に共用部分、トイレ等を含めまして職員が消毒を、アルコールを含ませてそれで拭くことをやっております。

特に、全体的な環境、感染の状況、それが落ち着いているので、今現在では机、椅子等については全部を拭くという学校は少ないかと思いますが、共用部分だけは必ずやるということで、行っていると思います。

○職務代理者

先生方がやっていらっしゃる。

○学校教育課長

そうです。

○職務代理者

はい、わかりました。

何か御意見等があれば伺いたいなと思っていたんですが。

○委員

確認なんですけれども、トイレ掃除も先生方がやっている。

○学校教育課長

それは違うと思います。児童が手袋をはめてやっている、あるいは生徒が手袋をはめてやっているということで、やり方は気をつけていると思いますけれども、通常の掃除は児童生徒がやっていると思います。

○委員

では、その通常の掃除の、生徒がやった掃除の後に先生が消毒をしていると。

○学校教育課長

そうだと思います。

○委員

そういう、二度手間をかけてやられていると。

やはりトイレというのは一番そういう菌がいる場所で、本来であれば子供たちには掃除をさせない方がいい場所であるというのが原則です、本来は。愛知県の中でも、子供たちがトイレ掃除をしていない自治体が複数あると思います。

現状落ち着いている今はどうかというように新城に当てはめて考えた場合は、今、先生のおっしゃっていただいたようなやり方で構わないと思いますけれども、くれぐれもトイレという場所についてはこういうふうには気をつけないといけないんだという指導をしていただきながら、できることならば

小学校の低学年の子たちにはトイレ掃除は今もさせない方がいいんじゃないかなとは思っています。

いざ流行がでてきたときには、お子さんたちに、子供たち、生徒たちにトイレ掃除はさせるべきではない。これは、もしそういうときが来たらそういう提案をしようと思っていましたが、イコール先生が代わってやるではなく、大人の業者が入ってももちろんいいわけですので、そういう対応はとて必要になる場所ではないかなと考えています。

○職務代理者

ありがとうございます。

前回、委員さんから、学校に通うときに制服はどうしても洗う回数が少なくなってしまうなど、そういうことを心配されるので、常にきれいにしていられるように体操服での通学を認める方向で考えてほしいということで、教育委員会でおっしゃっていただいたと思うんですけども、そのことについては各校どのようになっているのか、お分かりになる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○学校教育課長

前回の教育委員会議を経て、各学校の校長には夏用体操服を着用して児童生徒の下校を認めるようにということで伝えてあります。

現時点で、では夏の体操服でやっているかということ、まだそれほど暑くなっておりませんので、今は通学用の制服というところが多いかと思いますが、今後、暑くなってくれば体操服での登下校ということになるかと思います。

○教育長

今日のウィズコロナの学校教育、校長会での話の熱中症対策の④を御覧ください。

授業日の登下校の在り方ということで、涼しい服装可、自転車登下校可、登下校時間の設定等を検討ということで、校長先生方にも、小学校、中学校、校種によって違うとは思いますが、例年よりも暑い季節を迎える、夏を迎えるので、こういったこともしっかり検討して柔軟な対応をしていくようにという話をしました。

○職務代理者

早速ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問は。

○委員

ちょっと教えていただきたいことがあります。

新型コロナ対応の支援ということで、フェイスシールドもありますし、それから給食費の無償化とか、通信ネットワーク・タブレット端末の件もあり、非常に大きな予算が伴うところですが、それをぼんと一気に対応していただけるということ、これは国の補正予算による補助なのでしょうか。

○教育総務課長

コロナ対策の関係では、国からの様々な補助金、交付金がございます。

この様々な補助金、交付金をいろいろ組み合わせ、活用しながら対策の費用を捻出しているというものになります。

例えば給食の無償化につきましては、今のところ予算上は一般財源として計上させていただいていますが、おそらく国のコロナ対策の交付金が充当できるものになるかと考えています。基本的には、

補助金、交付金を有効に活用しながら、市全体でコロナ対策の事業のほうを進めていくということでございます。

○教育長

新城市の貯金である財政調整基金も、かなり取り崩しております。

○委員

ありがとうございます。

○職務代理者

臨時休業中の準要保護児童の昼食費の支給ということで、これは既に、対象の御家庭に通知されたのはいつ頃なのでしょう。それとも、これからお伝えすることなのでしょう。

○教育総務課長

報告事項4の対策に関する事業で御説明をする予定でございましたが、これは6月の補正予算の審議中でありまだ通知等は出しておりません。対象は、準要保護の認定者でございますので、準要保護に認定された方について給付されるものであります。

議会で可決され、執行できるようになりますと、予定では8月支給となり、通常の準要保護の教材費等と合わせて支給をする形を取る予定でございます。

○職務代理者

ありがとうございます。

ほかには、皆さん、よろしいでしょうか。

では、続きまして(2)の6月の行事・出来事ということで、各課の報告をお願いいたします。

一番初めに、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課から、6月の行事・出来事につきまして御説明をします。

1ページを御覧ください。

6月ですが、新城市議会6月定例会が10日から開催されておまして、明日26日が最終日となっております。なお、6月市議会の概要報告につきましては、後ほど部長より報告がございますので、お願いいたします。

続きまして、来月、7月の行事でございます。

2日木曜日には、東三河教育委員代表者会議が開催されまして、教育長と花田職務代理者が出席予定となっております。

8日水曜日につきましては、三河部都市教育長会議が、今年は当番市として新城市で開催されます。

30日木曜日につきましては教育委員会会議がございますので、よろしくをお願いいたします。

教育総務課からは以上でございます。

○職務代理者

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

学校教育課、記載のとおりです。

○職務代理者

続きまして、生涯共育課、お願いいたします。

○生涯共育課（共育・文化）

それでは、2ページの上、共育文化係からまず説明させていただきます。

先月の教育委員会会議と同様に、主な総会、役員会等は中止になっているものが多いです。

ただ、今月の4日木曜日夜に開催いたしました新城歌舞伎保存会では、本年度の開催をどうするかということで会議を持っていただきまして、結果、当初予定の11月15日に開催予定でありました今年度の新城歌舞伎については中止ということが決定しております。

また、その下の市のPTAの理事会も開催いたしまして、PTAの事業をどうしていくかという話し合いをいたしまして、総体として事業規模を縮小して実施していくという方向性がこの会議で決しております。

それから、1つ飛ばしまして、23日の火曜日には市の子ども会の打合せを開いております。この会議におきましても、今後の市の子ども会の事業展開を話し合っていたいただきまして、基本的には秋までの子ども会行事は中止にすることがここで決定されております。

それから、来月のほうでございますが、まず、8日、9日、10日に生涯学習推進委員さんの会議を予定しており、例年ですと年度当初にお集まりいただいて今年度の活動方針、また市から各地区に補助金が出ておりますのでその補助金の関係の説明をさせていただいていきましたが、コロナの関係で開催せずにおりましたので、落ち着いたこの段階で一度お集まりいただきまして、今年度の各地区の生涯学習の活動をどのように進めていくかというようなお話をさせていただく予定でございます。

また、土日、祝日の欄の4日の土曜日、単位子ども会の説明会ですが、こちらも同じように例年は年度当初に各地区の子ども会の会長さんにお集まりいただきまして、市から補助金の説明、また今年度の事業展開等をお話させていただいておりますが、年度当初開けなかったものを、落ち着いてきましたので7月の当初に開くという形で予定しております。

それから、共育文化係の所管施設の現在の状況であります。文化会館、青年の家を初めとしまして、6月1日に開館をしております。開館に当たっては、施設側としては消毒道具を各施設に配付し、施設としての消毒を実施するとともに、また、利用者側へも各自、各団体で準備していただき、消毒あるいは三密にならないような行動をお願いするとともに掲示もし、チラシを配ったりということで、気をつけながら開館をしております。

また、文化会館につきましては、ホールと大会議室等の窓がない部屋につきましては、現在まだ利用を制限させていただいております。今のところ、7月1日から全面的に使えるような形で移行していきたいというふうに考えています。

また、文化会館の利用については、会議室等、大小いろいろな規模の会議室があるのですが、国が示したイベント等の開催制限の目安で、収容定員の50%というようなことが示されておまして、それを踏まえて、なるべく会議等で使われる場合においては、当初申請された部屋より広い部屋へ御案内させていただいて、予定されていた部屋の利用料金をいただくというような減免をしばらくの間続けていく予定です。

共育文化係は以上でございます。

○生涯共育課（文化財）

続きまして、文化財・資料館・保存館から説明申し上げます。

今月の主な行事として、設楽原決戦場まつりがございましたが、こちらのほうは中止となりました。

7月6日に文化財保護審議会が開催されます。

それから、ここには記載されていないのですが、6月28日の今度の日曜日ですが、NHKスペシャルで、資料館・長篠・設楽原の戦いを取り上げられますので、もしよろしければ午後9時からNHKで放映されますので、御覧いただければと思います。

設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、それから、作手民俗資料館の現在の状況ですが、5月21日から施設を再開いたしております。それで、6月19日から、これまでは県外の方には御遠慮願っていましたが、6月19日以降は一応県外の方の受け入れも開始いたしました。

これまで、開館以降一月近く経ちますが、例年の6割ぐらいの方が来ていただいております。ですので、これまで県外から来られないとか、団体さんの受け入れを現段階でおこなっておりませんので、そうした意味で例年よりもかなりお客さんが少ない状況で来ております。

徐々に規制のほうも少しずつ緩めてはいるのですが、何分、団体さんで来たりすると密になったりする可能性もあったりするものですから、そういったところも、館内でばらけるようにとか、案内する際に屋上へ行ったりという格好でばらしたり、長篠城の本丸を見てもらうグループと、それから中を見てもらうグループという格好で、とにかく1か所に人が集まらないような格好での団体の受け入れを7月以降少しずつ開始していきたいなと思っております。

資料館・保存館は以上でございます。

○生涯共育課（スポーツ）

それでは、スポーツ係です。

スポーツ係からですが、6月につきましては、9日に、夜、スポーツ推進委員の第2回の定例会、これは初めての顔合わせとなりますけれども、会議を行わせていただきました。今年度の事業について確認をさせていただきました。

24日、昨日ですけれども、新城マラソン大会の第2回の実行委員会を開催いたしました。

来月の予定ですが、9日木曜日に、東三河スポーツ推進委員代表者会議があります。それについては、新城のスポーツ推進委員の会長さんと私が出席の予定です。

15日には、愛知県都市社会体育主幹課長会議を岩倉市で行いますので、私のほうが出席いたします。

スポーツ係所管の施設の開放状況でありますけれども、屋外につきましては6月1日から通常に開放しております。その中でコロナ対策を利用者には周知し、施設管理者であるスポーツ係としても手指消毒、石けん等を施設のほうに準備させていただきます。

6月8日からは、体育施設、屋内についても開放しております。ただし、市内の小中学校のスポーツ開放事業につきましては、当面の間、まだ学校の授業、それぞれの環境を見ていくという、まだ当面の間利用を中止しております。

スポーツ係の状況です。

○生涯共育課（図書館）

続きまして、図書館の開館状況と6月の行事及び出来事ですが、新城図書館は5月21日木曜日から、メールやファクスにより事前予約のみの本の貸出しを開始し、6月1日月曜日から、開館時間を午後5時までと時間を短縮、滞在時間を20分間に制限、それから閲覧を禁止するなど5つの条件を設けて開館のほうをいたしました。

6月19日金曜日からは、開館時間を通常の午後8時までに戻すといった一部条件の解除を行い、現

在、開館をしております。

6月の来館者数は昨日までで4,161名、1日平均約180人で、例年ですと350人ぐらいですので大体半分ぐらいかと思えます。でありますので、現在のところ、密な状態は避けられております。

図書館の展示としましては、恒例の教科書の点字を6月5日金曜日から7月1日水曜日まで開催しております。

6月の行事といたしましては、絵本読み聞かせ、ビデオ上映、紙芝居の上映等の行事につきましては現在中止しております。

次に、7月の行事予定ですが、引き続き、絵本読み聞かせ、ビデオ上映、紙芝居の上演等につきましては中止のほうをいたします。

また、毎年7月に行っております恒例の図書館まつりにつきましては、三密の回避が難しいため、本年度につきましては残念ながら中止とさせていただきます。

図書館からは以上です。

○生涯共育課（博物館）

最後に、鳳来寺山自然科学博物館からでございます。

6月28日に予定しておりました梅雨のキノコ観察会は中止となっております。

7月でございますが、7月18日から8月31日まで博物館で行われます博物館特別展でございますが、今回は鞍掛山麓四谷の千枚田展を企画しておまして、今、準備のほうを進めてまいっております。

行事の方ですけれども、7月26日、野外学習会の海老の川の生きもの、こちらのほうも中止とさせていただきます。

続きまして、博物館の開館状況でございます。

5月21日から条件付開館をし始めまして、愛知県内のみということで条件をつけさせていただいております。

6月1日からは東海三県のみということで枠を少し広げまして、6月19日からは枠を撤廃して全国からということで開館をしております。

この間ですけれども、昨日までで446名の来館、これは昨年に比べて約300名ほど減となっております。こちらにつきましては、小中学校の総合学習や遠足、高校の部活動等の申し込みがゼロになったことが大きな要因になるかと思っております。

その総合学習とか部活動を引いた一般のお客様だけを考えてみますと、約100人ほど多い状況で推移しております。特に西三河部からの来館が増えている状況となっております。

博物館からは以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問があれば伺いたいと思います。お願いします。

○委員

文化会館の費用ですけれども、窓のないところで小ホールとか大ホールとかというのが7月1日から全面的に可能になると今おっしゃられたんですけれども、その場合でも50%という人数制限があつての利用可能ということで押さえておけばよろしいでしょうか。

○生涯共育課（共育・文化）

おっしゃる通りです。

○委員

はい。それは当面、これによってこれから考えていくということですね。はい、ありがとうございます。

○職務代理者

ほかには。

○教育長

この場で、突然で申し訳ないんですけれども、市のほうで7月の臨時の人事異動がございまして、7月1日発令ですけれども、その内示がございました。

それに当たって、ただいま最後に博物館の状況を説明していただきました白井薫参事が、ジオパーク構想で、東三河のこととか、あるいは地元のことで御活躍いただいて、本年度も東三河ジオパーク構想事務局で大変御尽力いただいていたんですが、このたび異動内示が出まして、公共交通対策室のほうへ行くという人事で、その後任にスポーツ課の松山元晃さんが入る人事が発令されましたので、御承知おきいただきたいなと思います。

白井さん、何か一言ありましたら。

○生涯共育課（博物館）

失礼します。

1年3か月という、ちょっと短い間で突然の内示発表なので、私も動揺しているんですが、公共交通対策室へ移動となりました。7月1日付でございます。

こちらの教育委員会とは学校の通学バスでも密接につながっている部署だと解釈をして、仲よくしていただきたいなと思っております。

博物館で、1年3か月、四季折々の自然を見てまいりました。今の時期で言いますと、博物館に植わっている桜の木の枝にモリアオガエルの卵塊がついてくるときでございます。今年は9つ、つきました。生んでくれました。そういったものを毎日見る楽しみがございました。7月1日からはちょっとそれを見る機会がなくなってしまってとても寂しい心境でございます。

この期間でいろいろ知ったことを、今後は公共のほうでいろいろお話しながら、博物館にもどんどん来ていただけるような形にしたい、またジオパークのこともお話しながら、少しでも広げられるようにしていったらなどに思っております。

短い間ですけれども、ありがとうございました。これからもどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○教育長

在任中、博物館の運営につきまして本当にありがとうございました。市として新しい職場、職責も非常に大事なポジションでございます。健康に留意されての御活躍を期待しております。ありがとうございました。

○職務代理者

ありがとうございました。

日程第3 報告事項

○職務代理者

では、日程第3、報告事項に移ります。

1の、自粛期間中の教育委員の動きについてということで、教育部長からお願いいたします。

○教育部長

自粛期間中の教育委員の動きについて、御報告をさせていただきます。

この件につきましては、自粛期間中の委員さんの行動に関しまして、去る5月28日に開催させていただきました臨時教育委員会会議において、委員の皆様から多くの見解をいただき、その上で、判断は任命権者である新城市長に委ねるという御意見に基づくものでございます。

6月2日、市長に臨時教育委員会会議の報告を行うとともに、最終的な御判断をお願いしました。そして、6月8日月曜日に、市長室において教育長、それから私同席の場で、市長から伝達がありましたので、その内容を、以下報告させていただきます。

詳細な状況と、委員が深く反省していることは報告を受けたが、大変残念である。委員は、レイマン・コントロールの中で保護者枠として任命されたものであるが、今回、一保護者としてではなく、学校運営等に対し指導監督している立場である教育委員が実施したことが問題である。

臨時教育委員会会議で、任命権者である市長に判断を委ねるということであるので、市長として厳重注意を申し渡しする。教育委員には処分規定がなく、不服申し立ての機会もないので、不服意見等があれば教育委員会で協議してほしい。

今回の件では、教育委員が学校に対して中止している施設利用を申請したことであるが、学校が許可をしたしないということではなく、教育委員の立場にある者がコロナ禍の状況下で利用中止の施設に利用申請し、かつその判断を学校現場に求めたことが問題である。学校施設運営を監督する立場にある教育委員が、監督に従うべき学校現場に別途判断を求めたことの問題をこそ自覚してほしい。

申請を受け許可をした学校現場の問題は、まったく別個の検証対象であり、委員の行動を正当化するものではないことも付け加えておく。

委員自身も深く反省していることを踏まえ、今後の教育委員活動の中でより一層職責を自覚し、教育委員会への信頼を高められるようしっかり職責を果たしていただきたい。以上、任命権者としての判断を申し渡す。

以上が、市長から今回の事案に対する言辞でございました。

これに対して、委員から、教育委員の信用を失墜させる行為をしてしまったこと、皆さんに多大な御迷惑をおかけしたことを深く反省している。全ては自分の心の弱さにあることを思い知った。今後は、このことを心に留め置き、二度とこのような過ちを起こさないよう職務に精励していきたいという言葉がありました。

○職務代理者

ありがとうございます。

皆さんに大変御迷惑をおかけしました。市長から御指導いただきまして、改めまして過ちがどこにあったのかということ認識した次第です。

今後、このようなことがないように気をつけてまいります。どうも申し訳ありませんでした。

○教育長

市長からの伝達は、今説明があったようでございます。

そのほか、学校に対しては、私のほうから学校長に対して、教育委員会方針の周知徹底ということについて、学校の教職員の一人一人までしっかり伝わっていないということについて、教育委員会として、あるいは教育長としてどうあるべきかということをもとに学校現場における報連相の在り方について、学校長に注意を促しました。

それから、教育委員会としては、先ほど申しあげましたように、その徹底を図るために、文字情報としての手だて、口頭だけでなく、これを今後徹底していくというような改革を進めていくことにいたしました。

以上です。

今後、このようなことがないように、お互いに身を引き締め、襟を正していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○職務代理者

では、(2)の6月の定例会議の概要報告を、教育部長からお願いいたします。

○教育部長

それでは、報告事項2点目、6月定例会の概要の報告をさせていただきます。

6月定例会は明日最終日で、補正予算につきましてはそこで承認されれば執行可能となります。補正予算の関係については、後ほど担当課長のほうから概要説明がありますので、私のほうから一般質問について説明をさせていただきます。

今回、8名の議員から30項目と、多くの質問がありましたので、質問項目と答弁内容をペーパーで配付させていただきました。御確認をお願いしたいと思います。

ほとんどの質問が、学校現場に関することでしたので、教育長が答弁を行いました。

資料1ページ、2ページが質問項目一覧です。

これを大枠でくくりますと、1番の小野田議員から5番の斉藤議員までが新型コロナウイルス感染症の影響に関することで、6番目の柴田議員が部活動の在り方について、それから、7番目の下江議員は学校教育、共同調理場について、8番目の長田議員が新城東高校作手校舎存続条件の撤廃についての質問です。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する質問はほぼ同趣旨ですが、感染症拡大防止対策としては、三密回避、うがい、手洗い、顔洗いの徹底、校内の消毒をしていきますという答弁をしております。

その他の質問について、抜粋して説明させていただきます。

4ページの(3)小野田議員の、子供たちの心のケアについてという質問について、長期休校が原因で不登校になっている子はいないが、これからも一人一人の様子を見ながら注意深く見ていくとお答えしました。

それから、5番目、授業日数の確保については、通常の夏季休暇中に18日間の授業日を確保することや、中学校では45分授業を7コマ設けるなどで標準授業時数をほぼ達成できる見込みとお答えしております。

それから、5ページの下段の8番、今回の経験を生かして考えておくべきことは、という質問に対しては、大きく3つお答えしております。

1つ目、子供たちの学習権を守る方法としてオンライン授業を充実していくこと。2つ目、自学自習の力、独学力のある子供を育てる。3つ目、お互いの表情が見える学習環境とするため、耳掛け式

フェイスシールドを用意するというお答えをしました。

6番目、丸山議員のエの質問、特別支援学級へのケアについては、家庭訪問の回数を増やし、こまめに連絡を取るなど、一人一人の実態に応じたサポートをしていくとお答えしました。

7ページの下段、キ、第二波、第三波が心配される中で、熱中症、地震、台風、インフルエンザへの取組についてという質問ですが、これまでどおり子供の命を最優先にした取組を行うこと、猛暑への対応、これまでの避難訓練に加え、新型コロナウイルス感染症の防止行動に配慮すること、学校医の指導の下、学級閉鎖などの措置を講じるとお答えしました。

9ページ、斉藤議員の、令和2年度の教育方針の実際への影響についての質問ですが、これまでのような濃厚接触型の共育は難しい状況であるので、オンラインの活用など、それぞれの地域や学校の知恵と工夫でこの難局を乗り越え、新しい共育2.0を作り出していくことが子供たちの未来を切り開く力になるものと信じているというお答えをしました。

9ページの下段、柴田議員の部活の在り方については、新城の部活ガイドラインに沿って活動していること、今後については学校部活の受け皿となる地域部活動の創設に向けて関係機関と協議に入っていきたいということ、体育協会とは部活動の指導者としての連携を図りたい。また、体育協会と連携することで、学校と地域が一体となって子供を育成していく共育システムを構築していきたいとお答えしております。

それから、11ページ、下江議員の給食共同調理場に関する質問ですが、運営方式、各学校の受け入れ施設の概要、地元食材の調達、学校給食法第2条（食育）への対応、給食費の公会計化と無償化等につきましての質問ですが、これらの検討はこれからということで、具体的な答弁はしておりませんが、今後、安定的で経済的な運営方式となるよう検討を進めることはもちろんですが、児童生徒に健全な食生活、食習慣の涵養や毎日の給食にかかわる人たち、地域への理解を深めるような工夫もしていくと答弁しました。

最後に、12ページの長田共永議員、新城東高校作手校舎の存続条件の撤廃についてですが、存続条件というのは、マイナスの連鎖はあってもプラスはない。校舎の立地要件、新城市や東三河の需要を考慮するとき、現在の存続要件については再考の必要があるという認識をお答えしております。

以上、概要報告をさせていただきました。

○職務代理者

ありがとうございました。

○教育長

1つ、付け加えですが、質問の中に、受験を控えた中学3年生の対応はということがございましたが、愛知県の教育委員会でも、本日の通知で、入試範囲については中学3年生、県下を見てもほぼ予定どおりに履修ができそうなので、範囲は通常通りの範囲とすることで、今後、感染の流行等があればその時点で考えるという方針が出されましたので、そのことも付け加えて御承知おきください。

○委員

今、教育長さんのお話された、特に受験を控えた中学3年生への対応はということで、この回答で本当に授業時間数が足りるのか、私、今、ぱっと自分で計算すると、とても足りないんですね。計算の仕方が悪いのかもしれないですが。

1日7時間目をやるとして、6、7、8、9、10。6、7、8をやって9、10、11、12、1、2。

8か月間で160日、160時間増えるということですね。160時間を増やせば今までなくなった分が解消できるかという、4月、5月で、40日で240時間足りないんですよ、大ざっぱに。だから、240時間足りないのと160時間しかできないんだから、中学3年生はとても時間数が足りないと思うのですが、どういう計算をしてこうなったのか。間違いない。この計算は間違いないのかということが非常に疑問なんですけど。

○学校教育課長

標準時間数があります。ただし、どの年度をとっても、年度当初に予定される授業時間数は標準時間数をかなり上回る時間数が設定されております。ですので、今回、授業時数は減ります。先生が御指摘しているとおり授業時数は減るんですけども、標準時間数はクリアできるという計算です。

○委員

標準時間数というのは、年間35週の。

○学校教育課長

ええ。35週の。

○学校教育課長

ええ。35週の29時間ですね。

○委員

そういうことですよ。

○学校教育課長

はい。

○委員

それをカバーできる。

○学校教育課長

それはカバーできます。

ただ、本当に何も手だてを講じなくて、行事もそのままやる、あるいは6時間授業のままやるということになると、中学校3年生は標準時間数に到達しません。

ですので、各学校に応じて行事のやり方を考え直したり、あるいは割愛したりということをしなければいけないということです。

○委員

どうしてそういう質問をしたかという、愛知県内でも土曜日に授業をやるだとか、あるいは7時間目の対応はやはりそのとおりですし、それから、あと冬休みも減らす、そういうふうにして授業日数を確保していく、それぐらいしないととてもじゃないが授業時間数が確保できないという報道がされていたんです。それで、私も、大ざっぱな計算ですけども、自分でやるととても足りないんじゃないのかなということを感じたので今そういう質問をしたんですけども、35週でやれば何とかカバーできる。標準時間数は。

○学校教育課長

令和2年度で申し上げますと、多分42週か43週だったと思います。

ですので、もともとの時間数が1,200時間ぐらいあるんですよ。ですので、そこから、例えば1か月、2か月休校があったとしても時間は確保できる、そういうふうな考え方です。

○委員

それがちょっと信じられないのだけど、それは間違いなく計算されたんですよね。

○学校教育課長

計算しております。

○教育長

各中学校の教務主任も、計算の上、確保できるという報告をいただいております。

○委員

それって、今年の3月の分を計算していないんじゃない。3月の分は計算していないんですよね。

○学校教育課長

3月の分は計算していないので、多分その部分が7時間目ということになってくるかなと思いますけれども。

○委員

3月の分を7時間目にやって、4月、5月の分を、例えば夏休みをちょっと減らしただけであとはきちんとやれば標準時数が確保できる。その計算がにわかには信じられないんだけども。

○学校教育課長

もう1点は、文部科学省が1年以上前に通知している文で、標準時間数に到達しなくてもやむを得ないと、こういうふうな特別な事情があるときにはやむを得ないというものがありますので、必ず100%標準時間数をクリアしなければならないということではないという状況ではあります。

○委員

なるほどね。それはやむを得ない事情があるからね、ある程度は仕方ないと思うんだけども。

課長が間違いないと言えば、それではそういうことだということ。わかりました。

○委員

ちょっと僕もよくわかっていなくて質問しますが、その標準時間数ということがクリアできるイコール学習指導要領の指導範囲が全て指導できると捉えていいものなのでしょうか。

○学校教育課長

全て履修できるかどうかは教師の力量等にもよりますので。

○委員

そこが問題だと思うんですけども。時間数、数字でクリア云々というよりもそちらの方が大事だし。

○学校教育課長

おっしゃるとおりです。

○委員

義務教育大丈夫かという疑問を、単純に素朴に素人はやります。

○学校教育課長

7時間授業になって、生徒の学習意欲が大いに減退したということもかえって問題ですので、そのあたりも大事なところだと思います。

○委員

1点、よろしいですか。

議員さんの何人かがオンライン授業の導入の件で質問をされており、高い関心を持っていただいていること、とてもありがたいと思います。G I G Aスクール構想の前倒しということで、W i - F i 環境整備とタブレットの配布についてもそうです。

質問への回答で、モバイルルーターの貸出し等を含め今後検討していきますとなっていますが、ルーターを貸し出すということは、タブレットも貸し出すということで検討していくということなんでしょうか。

そういう意味なのですね。わかりました。

先ほどの教育長報告の中で、53世帯が未設置、W i - F i 環境がない。今後もまだ予定がないということでありまして、3%に当たる世帯ということですが、そこが非常に問題だと思っています。環境が整っていないのにオンライン授業だとかということは考えられないところですので、そこをどういうふうにするのかなというところが一番気になっているところだったので、確認させていただきました。

では、方向としてはルーターも貸出しをし、タブレットも貸出しをし、全家庭がW i - F i 環境を整えてオンライン環境も整えてから実施をするという、そういう考えでいいということですね。

○教育長

たとえ休校になっても、いわゆる通常授業でやっているものを全部オンラインでやるとか、そういう考えではなくて、いろいろなデータ等でも、子供がオンラインで集中できる時間は非常に短い時間でしかないということが言われておりますので、やはり短時間で指示とか激励とか、そういうもの、あるいは課題等を与える中において、オンラインとともに、アナログのペーパーのプリントの部分、ノートの部分、やはり両方合わせてやることになるかと想定しております。

全てオンラインでやるとなると、やはり相当の能力の高い講師でないとそれは無理だし、画面の向こうの子供がそこで集中できているかということを考えてとかなり厳しい状況にあるので、効果的な授業法を考えて進めていくということです。

それから、休校期間になったならば、W i - F i 環境等のない子供については、三密を回避して学校へきて学校のW i - F i 環境の中でやることも可能ですので、様々なバリエーションの下でその3%の部分のカバーしていくという考えでおります。

○委員

心配しますのは、例えば、コラボノートを既に導入されていると思いますが、それを使う場合でも、家庭でできる子とできない子がいるわけです。コラボノートを家庭で使う場合にも、先ほどの53世帯の子供たちへの対応をどうするかが課題になると思います。希望する全員が利用できる環境を整えないと指導できる段階にならないと思いますので、十分に気をつけて対応していただきたいと思います。そんな意味で質問させていただきました。

○教育長

これから将来を考えたときには、やはり97%のできる環境をどれだけ生かしていくかと、それから、それに近づけるために3%のところをいかにフォローしていくかということの両面の構えで進めていくことで、できないことよりもできることを考えてやっていかないと、学校現場での問題点の解決が広がっていかないとと思います。

ただでさえ、やはり教職員はオンラインにするということに対しての心理的抵抗感がありますので、

そこを打破して慣れることも必要になってくるのだと、もちろんセキュリティをしっかりとやって慣れていくことが肝心だと思いますので、やれること、できることから取り組んでいくという視点の当て方でやっていきたいと思います。

○職務代理者

ほか、よろしかったでしょうか。

では、(3)の学校給食共同調理場について、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

本日、横長の資料で新城市学校給食共同調理場整備基本設計報告書という資料をお配りさせていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

共同調理場の整備の計画につきましては、昨年度より基本計画、基本設計を行ってまいりました。この中で、設置・整備につきましては、2か所と1か所の御議論等いただきまして、1か所の方向で了承いただき、検討を行ってまいりました。今回これにつきましては、立地やその他の概要、必要面積等について、御報告をさせていただきます。

基本計画での想定食数につきましては、1日当たり3,500食としております。配送する対象校は、新城地区、鳳来地区17校を想定しております。

喫食時間2時間以内を守ること、それに加えて、配食、配送車の数、コンテナ数など、様々なものを加味して建設面積等を想定し、今回、敷地といたしまして、下に地図がございます、三河東郷駅を飯田線沿いに上がっていただきました最初の信号を右に入ってください。旧雇用促進住宅の付近のところ、ほのか看護学校の付近の新城市川路1-160番、159番、158番を計画地とさせていただきます。

1枚はねていただきますと、地図の写真がございます。上にビレッジハウスとございますが、こちらが旧雇用促進住宅となっております。その下に広いところがございますが、これは、市の土地開発公社が所有しております土地でございます。

その下、共同調理場の位置でございますが、これが市が所有する土地で、現在ビレッジハウスにお住まい方の駐車場として使用しているところでございます。

本計画としましては、この下の市の所有地に共同調理場を建設いたしまして、この上段にございます土地開発公社の土地に、共同調理場用の駐車場計画地として、こちらに駐車場と配送トラック等の駐車場を確保するという考えでございます。これにつきましては、喫食時間の確保や並びに周辺の環境におきましても、住宅はございますが一区画が離れておりますので、環境への影響も少ないと判断してこちらの位置に反映したものでございます。

それ以降の図面をつけさせていただいております。詳細につきましては見ていただくようになりますが、こちらにつきましては3,500食を確保すること、それに対しましてコンテナ数が幾つ、あと釜が幾つということを含めて想定して、入れ込んだもので面積を出して配置を決めてこのようなレイアウトを、現段階の概略でこれだけの設備がかかるだろうということで、概算で作った図面でございますので、御覧いただきたいと思います。

最後に、今後の日程でございます。今年度、実施設計、詳細設計において、具体的な中身につきまして、栄養教諭さん、学校、様々な方と議論しながら進めさせていただき、今年度中に実施設計をまとめ、令和3年の工事着手、令和4年の夏の運用を目指し進めていきたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

共同調理場につきましては、以上でございます。

○職務代理人

ありがとうございます。

御意見、御質問はございますか。

○委員

一番最初の基本条件の中の、配送方式、シャトル式配送で、食器と食缶を別々のトラックで配送する方式と書いてあるけれども、それはもうちょっと具体的に言うとどういうことですか。

○教育総務副課長

先に、食器、お皿とか箸、スプーン等を先に運びます。食事のほうはどうしてもやはり時間がかかるものですから、できた後の時間基準を守るために、後に食材用のトラックを走らせる方式です。

○委員

そうすると、1つの方面に2台要るということですか、トラックが。

○教育総務副課長

1台行って、戻ってきて、今度は中に食材を入れて発進するという形です。

○委員

ああ、なるほど。そういう形でね。

それで、基本的に喫食前30分に検食をやるので、1時間半前に届けないといけないということですよ。一番遠い、鳳来東かね、一番遠いのは。それはオーケーですか。

○教育総務副課長

鳳来東については、専用便という形で考えております。

○委員

専用便ね。それはまあ、クリアできると。

○教育総務課長

はい。

○職務代理人

私から、よろしいでしょうか。

アレルギー検討の期限が8月標準というふうな形になっているんですけども、今のところ、アレルギー対応食のスペースが3階のほうに示されているかと思うんですが、どういう設定でこの必要なスペースを空けたりとか、施設だったりを考えていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

○教育総務副課長

アレルギーのところについては、専用スペースが必要になります。

アレルギーの品目に応じてそのスペースの面積が変わってきますので、そこを8月までの期間で、再度確認して、新城市の給食のアレルギーについてはこれで行くというのを、今、検討しております。

再度検討して、設計に反映させるということでもあります。それが8月までということですよ。

○職務代理人

今の時点では、まだその辺は結論などもお話いただけることはなさそう。

○教育総務課長

はい。

○職務代理者

はい。

ほか、よろしいでしょうか。

では、(4)の新型コロナウイルス対策に関する事業についてということで、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

続きまして、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルスの対策に関連する事業ということで、現在開催されております新城市議会6月定例会におきまして、補正予算案を上程しているところでございます。教育総務課からは、補正予算として、通常の補正予算としては舟着小学校の防球ネットフェンスの取替えに係る工事及び小学校の緊急修繕料の増額及び児童生徒1人1台の情報端末の整備の賃借料を計上しているところでございます。

それ以外につきまして、今回、新型コロナウイルス対策事業として2つの事業を計上しておりますので、今回、御説明のほうをさせていただきます。

2枚お配りしてありますが、6月補正予算の就学援助事業につきまして御覧いただきたいと思えます。

先ほど教育長からも御説明がありました。これにつきましては、4月、5月の臨時休校で給食が停止されておりました、本来、準要保護対象者につきましては、給食費相当額を支給するというものでございましたが、給食が実施されないということでこの方たちが給食の費用が支給されないということになり、家庭での給食負担が発生したということで、これにつきまして、小学校につきましては35日間分、中学校につきましては34日分を給食が提供されなかった日としまして、1食当たり300円を掛けまして支給するものでございます。

対象者は、準要保護児童生徒の保護者でございます。すでに認定はされておりますので、それに基づきまして、8月ごろ申請された振込先へ支給するという予定となります。

まだ、明日が議決予定でございますので、後ろに要綱等を案としてつけさせていただきます。可決された後、速やかに要綱改正を行いまして事業を進めていくということで予定をしております。

もう1つは、学校給食等支援事業でございます。

目的としましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、今後ますます景気後退による収入の減少が予想され、子育て世帯への負担がありますので、家計への支援策として7月、8月、9月の3か月分の給食費相当分について、補助金として支援をするというものでございます。

対象となる児童生徒につきましては、市内に在住する小学校の6学年、いわゆる1年生から6年生、中学校の3学年、1年生から3年生に該当する方々となります。

金額といたしましては、市内の小中学校に在学している方につきましては、各学校の1食当たりの単価数に人数を掛ける7月、8月、9月の給食日数を掛けた金額を補助するものでございます。これは、学校で一括で申請していただき、学校に振り込みをさせていただき、補助をするというものでございます。

なお、市内在住で市外の小中学校へ行っている方につきましては、小学校の1食当たりの平均単価

に人数掛ける回数を掛けた金額、中学校につきましては、中学校の1食当たりの平均単価を出しまして、人数掛ける回数を掛けた額について補助をしております。これにつきましては、各保護者から教育総務課へ申請をいただき、保護者に補助をするというものでございます。

こちらにつきましても、明日の市議会でお認めいただけましたら、速やかに事業のほうを実施する予定でございます。

まだ案ということでございますが、資料と要綱案をつけてございますので、また御覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○職務代理人

ありがとうございます。

御意見、御質問、ありましたらお願いします。

では、続きまして（5）新城市教育委員会規則による教育表彰について。

○委員

ちょっといいですか。

1つ確認です。

今の説明で、枚数が多い方、対象となる児童生徒、市内に在住し小学校6年及び中学校3年に該当するものということでしたよね。それは今、説明があった。

○教育総務課長

表記が大変表現が難しくなっていますが、6学年というところは、1年生から6年生、中学校につきましてはの3学年は、1年生から3年生ということでございます。つまり、全ての小中学生という意味でございます。

○委員

分かりました。それならいいです。

○職務代理人

では（5）のほうに行かせていただきます。

教育表彰について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

それでは、（5）新城市教育委員会規則による教育表彰について説明いたします。

令和2年度の教育委員会表彰規定によります教育表彰につきまして、本日、別の紙でリストを配らせていただいております。これにつきましては、次回の教育委員会会議におきまして、候補者についての御協議をお願いすることとなります。次回の会議までに、資料のほうを御確認いただき、次回の協議とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、これについての表彰式でございますが、例年同様に市政功労者表彰と併せまして教育委員会表彰を行う予定となっております。今年は10月3日土曜日に行う予定としております。また詳細につきましては通知を差し上げますので、皆様御予定をお願いいたします。

以上でございます。

○職務代理人

ありがとうございます。

これは、お話を今回承っておけばいいですね。

○教育総務課長

この内容をよく見ていただいて、次回に御検討をお願いします。

○職務代理者

ありがとうございます。

御質問や御意見があれば伺います。

○委員

全てを通してでも大丈夫ですか。

その都度申し上げてもよかったんですけども、まとめて意見させていただきたいと思います。

今回は経験を生かしてということで、本当に大事なことだと思うんですけども、もうウィズコロナの生活ということで、もう以前のような生活に完全に戻るとことは無理だろうと思っています。

それで、今一番心配なのは教育現場で、やはり先生方は今までの分を取り返さなければいけないということで、誠に躍起になっていらっしゃると思うんです。

まず、時間数が足りない。ただ、危険なのは、そのところに重点を置いてしまうと、例えば学校の先生方というのは非常に能力が皆さん高いです。それで、特に自分ができなかったという経験があまりない先生方もいらっしゃると思うんですね。そうしますと、そういう先生方が、例えばもうとにかくこれだけのものを生徒に教えないといけないということで、躍起になってやる。もうとにかく10時間、20時間をフォローしなければいけない、工夫しなければいけない、よし、一応これだけは教えることができたということで、そこで満足をしてしまうと、それは教育、指導者の満足感は得られるかもしれないですけども、それが全部生徒に伝わっているかという、それはそうではなくて、逆に面白くもない授業を押しつけられ、そして行事はなくなり、不登校になる生徒が恐らく増えるだろうと思います。

悪いことばかり言っても仕方ありませんので、今、何を気づかされたかと言いますと、Wi-Fiですね。Wi-Fi環境をとにかく、まず今一番に整えていただき、そして、もう自分で、独学力のある子供をとということがありました。本当にそれを育てていくということが今は一番大事だと思うんですが、それを指導できる先生をまず作っていただきたいです。

先生方、いろいろな先生がいらっしゃると思うんですけども、やはり得手不得手というか、こういう分野では能力が高いけれどもこういうのは駄目とか、いろいろあると思うんですね。ですから、その辺のところを見極めていただき、ここのところは頼んだよという先生を。

例えば、もう今、日本でもWi-Fiでどんどん自分の学習を進めているところはあると思うんです。インターネットが発達していますから、海外でもそういうものを参考にすることができますので、そういう能力のある先生を選んでいただき、そういう現場に派遣して、もうとにかく吸い上げて新城に持ってきていただく。それを実践していただければ、そうすれば、教壇に立って教えなくても、子供たちはもう本当に、自分がこれをやりたいと思ったら自分でどんどんやっていくと思うんです。そうしたら、これがきっかけになって、今までの従来どおりの授業ではなく、自分でどんどん進めていく。もっとさらにステップアップする生徒もいるであろうし、逆に、今まで授業についていけなかった子たちが、ああ、別にいいのかなって。じゃあ、私は、僕は自分たちでやっていけばいいんだという、そういう資料をもらえれば、それなりの自分の範囲の中でできる学習を進めていく。その子たちの個性を伸ばすことができると思いますので、できましたらば、行事を縮小というのは、やむを得な

い部分は仕方がないですけれども、授業数を獲得するために行事をやめようというのは、絶対それはやってほしくないです。

子供たちの笑顔が見える行事というのは、もうとにかくやっていただき、そこで先生方が生徒にかける言葉は、もう、今、大変で事業もできなかつたけれども、先生方も私たちも僕たちも頑張るから、君たちも今度の行事を楽しくやって、それからあとは学習、パソコンでちょっと頑張ってやるとかして一緒にやろうとすれば、必ず伸びていくのではないかなと思います。

とにかく、笑顔で子供たちが学校に、せつかく再開した学校に来てもらわないと何ともならないので、もう授業数とかそういうことにとらわれてしていると、これで第二波が来たら、もう全ての努力が水の泡になってしまいますので、取りあえず、心、メンタル部分でのそういうところをよく考えていただき、取りあえずそれを指導できる人間というか、先生を選んで、力をつけて、いち早く新城で広めていっていただきたいと思いますので、本当によろしく願います。ということです。

○学校教育課長

御意見ありがとうございます。非常に大事な視点だと思います。

特に、これは私が今教育委員会にいるんですけれども、学校現場にいる者、今の視点をお伝えして、人間力のある教師、それと、ウィズコロナにおけるオンラインも含めて新たな教育観というものを教師自身が持たなければいけないということで伝えさせていただきます。ありがとうございました。

○委員

もう1つ言わせていただけますか。

先生方がもう、一番現場で生徒と対面している先生方が、今一番大変だと思うんですけれども、もう、取り戻せないんだと。それは仕方がない。これからどういうふうやっていくかということを考えていただいて、まず先生方の気持ちを楽にさせていただく。そして、先ほど委員さんもおっしゃっていましたが、トイレ掃除は、もうこの際ですから外部のプロの方をお願いした方がいいのではないかと気がしております。プロの方をお願いをして、子供たちは安心して学習に専念する。そして先生方の負担を減らす。

お金はかかるかもしれないですけれども、それは本当に、これから時代の流れで大切なことではないかなと思います。それも含めてよろしく願います。

○教育長

まさに言われるとおりで、今日の校長会議のプリントの1番の感染防止対策云々の⑤のところなんですけど、これも会議でかなり強調して校長先生方に伝えたものです。授業とか宿題の意識を変えてほしいと。宿題というと、これまで、要するに学んだことを定着させるためのいわゆる復習を中心でやっていますが、そうではなくて、明日の授業につながるような、自分で課題を見つけたり、一人調べをしたり、そういうことのできる宿題を考えてほしいと。それはやはり、これまでの教師の宿題感覚を変えない限りできない。

しっかり教職員の知恵を働かせて、そういう方向に向かわせてほしいと。それが「独学力」をつけることにつながると。これはもう、新城教育の中で随分前から「独学力」と言っているのですが、なかなか変わっていきません。子供たちも何かやると、これは習っていないからできないとかを言うんですけれども、それは学習するということについて、習っていると習っていないというのは関係なくて、自分が興味・関心を持ったことについてはほとんど調べて追及できるような、そんな子供を育

てることが教育の1つの真価であると思うのです。だから、授業もやはり教師自身のそういう構えが必要なんだと思うのです。

そういう部分で、まず宿題改革、それから、文科省も今回初めて子供の学びについて、授業の中でこれまで一人調べ、一人学びの時間を確保してきましたが、授業時間が少ない中で、宿題のできることであればそれは家庭学習でやって、学校の授業では友達と一緒にやる協働学習とか、あるいは実際に活動する実験とか探索も、そういう展開で授業をやっていくことによって、実質、授業時数の20%については宿題で可能だという通知が今回出されておりますが、一遍にそういうことは無理なんですが、本来の学ぶ力を養うという、これは教育の本来の目的だと思うんですね。そこのところをしつかりと教職員が見極めて進めていくことが非常に大事になってくる。とりあえずは、宿題感覚、宿題意識、そこのところの改革から進めていってほしいということを校長会で、今日、お話をさせていただきました。

今、委員さんのおっしゃるように、そういった点と、ICTの関係で、その括弧の中に書いてありますが、先生が得意不得意という部分があって、得意分野についてはかなりメリハリをつけて授業ができると思うんですが、不得意部分になるとやはり満遍なくという授業になってしまうと思うんです。そういった点については、子供の学び応援サイトが、このコロナ禍によってもものすごく充実してきたんです。そういった点では、まずは自分たちの使っている教科書会社の、教科書会社でもたくさんの応援サイトを作っております。だから、そこへ先生方がアクセスして、いい動画等があったらそれを授業で活用するとか、あるいは宿題でそこへのアクセスを紹介するとかいう方法も、これからの授業展開の中では必要なのではないかとということで、そこにも括弧書きで書かせていただきました。

そういう方向でない子供も教師も変わらないと思っております。

○職務代理者

ほか、よろしかったでしょうか。

○委員

学校の給食の給食共同調理場の図面が出てきてはいるんですけども、昨年かもしれないけれども、委員さんのほうから、給食室がここに来るので3年生か4年生ぐらいが見学できるようなルートを作られるといいですねということをおっしゃられて、とても必要なところかなと思います。これを見ただけで今そのようなものができるかどうかというのは、判断がちょっと私たちはできませんけれども。

○職務代理者

あったように思います。

○委員

入れるかどうか。

○教育総務課長

はい。今、概要版の一番最初の配置図の裏面を見ていただきますと、立面図になっております。断面図のところの一番上のほうを見ますと食育見学通路となっております。現段階ではそこで煮炊き調理室や処理室が通路で見えるようになっております。その下、次のページの2階平面図で行きますと、食育展示スペース、研究会議スペースを2階のところに設けているということで、そちらについては現在の段階ではここには反映をしているという格好になります。

○委員

ありがとうございました。そういうふうに計画されていればとても安心です。ありがとうございました。

○教育長

確かに、予算オーバーになると思うんだけど、やはり、1年、2年先の話じゃなくて、これから20年、30年使うとなると、そこで、例えば1億円、2億円かかったとしても、20年で割ればそれほど額ではないので、しっかりとこれを維持して子供たちのために、自分たちの食べる給食はこのような場所で作られ、こういう人々が働いており、そして地産地消の食物がそこで調理されているということを学ばせたいと思いますので、しっかりと考えて進めていっていただきたいと思います。

○教育部長

基本設計の段階では見学スペースを平面計画に入れるとどうなるかという検証も含めて、図面化しています。

ただ、見学スペースを作ると、コスト増の議論の他、雨漏りもしやすくなりますので、カメラを設置しズームで拡大したり、視点を移動して大きなモニターで見学する方が良いという考え方もありますが如何でしょうか。

大きな施設で、調理場を回廊式にいろいろな工程が隅々から見えて、匂いも感じられるような施設ができれば、なるほど、有効活用できるかも知れないとも感じますが、敷地条件、衛生面、コスト面も含めて現実的な計画としては、基本設計にあるように、ガラスで仕切られ、少し離れた場所から見学する事になりますので、食育の面で有効性がどの程度あるのか、少し疑問が残ります。

○委員

もっと大きな施設で、本当に回廊みたいにごろっと回れて、いろいろな工程が隅々から見えて、ちょっと匂いもかげるような、そういうところがあると、それぐらいのスペースがあるんだったらなるほどと思うんだけど、上から見て、結構離れた仕切りで、ああ、おばさんたちが何かやっているなど、思うとは思うんですよ。それはそれでありだと思っただけでも。

○委員

処理場や史跡なんかを3年生、4年生の子供たちと一緒に回ったんですけども、やはり実際に見ている、それから、それともう1つは、今、映像でという、そういう学習をしておいての見学だったので、こういうようにクレーンが動きますので、ここにこんなふうに燃やしていますって、火がここで、こう処理されて、このものが、こう分解されながらこう行きますというのを見ておいての上の見学だったので、大変有効で、ふうんではなかったんで、すごくいいかなと思ったんです。はい、すみません。

○職務代理者

ほかに御意見がある方。

○教育長

あれですね、委員さん。いわゆる、料亭の料理を食べるにしても、やはり包丁さばきなんかを見るとまた一味も二味も違ってきますよね。

○委員

そうなんです。安心して召し上がれるというか。少し、いろんなことを考えていかないと。

○委員

すみません、最初のほうの話ですけれども、通信ネットワーク整備事業、タブレット、令和2年度分、6か月賃貸借料3,640万円、1台当たり半年で約1万円弱という計算だと思うんですけれども、確か、国からの予算は1台4万5,000円という補助が出る、これは賃貸借料というのは、これはリースということ。ち

○教育総務課長

説明が難しいですが、国から1台当たり4万5,000円の補助はあるわけですが、対象となるのは児童生徒の3分の2の数対象となります。3分の1分と教員につきましては市単独での支払いになりますので、全部が4万5,000円の補助があるということはありません。

整備については、買取りとリースという2つの方法があり、なぜリースを採用したかといいますと、ある程度の年数を経過すると更新する必要があり、更新時にとまとまったお金が必要となります。今回は4万5,000円がありませんので、市の一般財源ではとても賄いきれない額になります。

あと、3,500台近くのを学校に整備することになりますが、故障等の対応は全て教育総務課が行うことになり、故障、修理というやり取りを現体制ではとてもできません。リースでしたら取替えて賄っていただけますので、その辺の管理面がいいということ、最後には廃棄のところで、買い取りますと廃棄料が最終的にかかります。リースでしたらそのまま延長という選択か、それをお返しして更新という選択肢ができますので、総合的に判断して、リース方式としました。

今回、リース方式としますと、4万5,000円は市に入って払うわけではなく、業者と共同申請をして、補助金が業者へ直接渡ります。その分に関しての利率分とか保証料とか、保証の対象外の部分につきまして、市のほうからリース、分割したものをお支払いすることになります。今回は6か月分の予算になっているというものになります。

○委員

来年度以降も年間1台当たり2万円のリース料。

○教育総務課長

試算したものをお話させていただくと、1台当たり5年間で7万5,000円ぐらいのものになります。

○委員

5年間。

○教育総務課長

これを1年にすると、補助があって1万5,000円程度、1か月にしてみると大体1か月1,200円ぐらいになります。

ちなみに、4万5,000円補助分を計算すると、5年で約5万5,000円分でリースを見ています。補助がないと、5年で約10万円の計算になります。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○職務代理人

コロナで非常にGIGAスクール構想とマッチするところがたくさん出てきて、こういうことがたくさん、ネット環境を使って、タブレットを使ってということが進んでくるのかなと思いました

コロナの期間中、一番最初に、子供たちがゲームの達人になっているということだったんですけれ

ども、便利に学習の面で使っていきたいという大人の思いと別のところで、子供たちが非常にそういった機器との親和性が高くなり、親和性を超えて依存度が高くなりというような気がします。

これで、目が悪くなった子供がたくさんいるんだということを報道等で小耳にはさんだりとかしますので、そういうことも十分にコントロールできない年代というか、そういう、コントロールしづらいものだったりすると思いますので、そういうところについての努力が必要なのかなということを感じています。

それから、今日でしたか、昨日でしたか、中学校にスマホ、携帯電話の持込みを。

○教育長

文科省が認めたといってね。

○職務代理者

はい。という話が出てきていると思います。

これについては、非常に便利なものだったりしますし、学校区が非常に広くてどうしてもお迎えでというお子さんもいらっしゃるような地域だったりするので、児童クラブの利用率も高いですし、どうですかということ、また当然市民から新城市の考え方や、どういうふうな使い方をしていくのかということが求められるんだろうなと思っております。

これを考えていくところがどこの機関なのか、教育委員会、このメンバーである程度の考え方を示していくことになるのか、学校教育の現場のほうで具体的な、いろいろな事例を既にお持ちだと思うので、そういう中で考えていただけることもあると思うんですが、これですぐにそういう要望だったりとか、逆に反対だというような意見だったり、市民から出てくるような状況になってくるかと思えますので、あまり遅くならないうちに明確な考え方、方針が出せるといいのかなと思いました。

○教育長

1人1台タブレットができれば、Wi-Fiを使って、うちの、母親なら母親のスマホでやり取りできるんじゃないですか。通信が。

○教育総務課長

まだ具体的な運用は詰めていませんが、学習用端末でございますので、あまり外部のものとやり始めると、セキュリティ上、様々な問題が出てきます。少しその辺は慎重に対応しないと、今できる、できないの御回答はできないと思います。

○教育長

文科省がスマホを、昨日だったか、今までは持込みが原則禁止だったけれども、ある程度制限の下で可能だと言ってきているんですが、一方で1人1台パソコン行ってるので、そんな、タブレットさえあれば幾らでも通信できるはずなので、スマホ原則禁止が通用しなくなる、そのあたりはどうかというところ。

例えば、限定された親とか家族ができるという設定ができれば、スマホを持ち込む必要はないわけです。

○教育総務課長

例えば、Wi-Fi機能があるところでしたら親子の通信は可能ですけども、屋外に出たときには、Wi-Fiが繋がらず通信ができませんので、携帯電話よりは利用範囲は狭まると思います。

○教育長

登下校の最中とか、そういうときは不能になっちゃうんだね。

○教育総務課長

はい。

○教育長

これからの課題だと思いますので、検討していきたいと思います。

○委員

先ほどの得意不得意と関わる話ですが、これで一気にW i - F i 環境を整えて、タブレットまで支給されてとなると、先生方の研修とかI C Tのサポート員だとか、そういうところが気になります。現場の先生方の多忙化の話が今は飛んでしまっていますが、本当に日々の子供の指導等で大変なときには、またI C Tがらみで研修に集まらなくてはいけない、指導の準備をしなくてはいけない、またオンライン授業まではいかないにしてもオンラインの対応は必要になるということで、そのサポート体制をどうするかです。教育委員会ではどのように考えているのでしょうか。整備事業に関連してサポート員をどうするかは考えてはみえないのでしょうか。今後検討されるのでしょうか。

○教育総務課長

学校からの要望は聞いておりませんが、活用計画については、投げかけておりますので、そちらで御検討いただくということになっています。

○委員

先ほど、リースでという話があったので、メンテナンスだとか、業者のほうでそう言ったところまでは踏み込んでサポートしてもらえるのでしょうか。

○教育総務課長

あくまで予算で、こういう考えで予算計上したかを申し上げますと、基本的には、壊れたり使えなくなったものについての無償交換できるなどの保証料をつけることを考えています。今の想定は、例えば、児童生徒の家庭学習での貸し出しもあることを考慮し、盗難についても代わりをいただける、盗難保険みたいなものをつける想定で予算のほうは出させていただいております。

○委員

いろいろな場合が想定されると思うので、リースの場合で、先ほど個人に貸出しになっているということもありまして、子供に貸出しをもしするとすれば、故障は覚悟しておかないといけないと思いますし、それから、セキュリティの問題とかいろいろ出てくると思いますので、その辺のことも含めてメンテナンスをきちんと対応してもらえるようにしていただきたいなということです。研修と併せてお願いしたいと思います。

○学校教育課長

教師のサポート研修のことなんですが、今日の校長会議で教育長がオンライン学習の充実ということをおっしゃられたわけなんですが、その校長会議が終わってから、ある校長が私のところに来まして、今の若い教師はすごいと。オンラインに向けて前向きにやっているし、やはり技量も、その校長はかなりオンラインが得意な校長ですけれども、それでも私の比ではないと、そういう若手教師が結構いるよということをおっしゃっていました。

本当に、機会があればどんどん吸収する若手教師がたくさんいると思います。今後はやはり可能性として第二波、第三波もあるわけで、そういうものを含めたものをしていきたいと思っています。

もちろん、研修も含めて考えて、最終的には子供の学びにつながりますので、よく考えてやっていきたいと思います。

○委員

ありがとうございます。

○教育長

とにかく、時代に合わせていかななくてはならないという部分で強く思うのですが、今、課長が言いましたように、やはり現場の先生のサポートということで、休校期間中には担当指導主事のほうから、子供の学びのサポート体制についてということで、全教職員にこれを配っております。

それから、現場のツールの運営能力を高めるために、ICT運営委員会、各階層、職階から堪能な職員と、それからもう1つ、不得意な職員も入れて検討して、それを各現場に下ろすということを考えております。

得意、不得意のメンバー構成の中で、現場でのより使いやすさ、効率性というものを考えて進めていこうということで、今、進めつつあります。

○職務代理者

ほか、よろしいでしょうか。

○生涯共育課（スポーツ）

スポーツ係から、コロナ対策で、午前中でも校長会議のほうで、先ほど最初のほうで日程第2のほうでも施設の開放状況を説明させていただいたんですが、今、小中学校の屋内、屋外の施設については、まだ学校が再開してまだ間もない時期なのでということで、本来ならば6月8日から開放予定をしていて、市としてもスポーツ開放事業として皆さんに使っていただいているんですが、当面の間、まだ状況を見て再開についてはお知らせしますという状況になっております。

その中で、国からもイベントだとかそういった屋内、屋外での事業についての緩和措置が3週間ほどの感染状況や感染拡大のリスクの状況を考慮しながら緩和していくということを打ち出しておりますが、その中で、スポーツ係としては、小中学校、学校の施設についてはまだ当面の間ということでありまして、市民からも、早く使いたいということでいつまで使えないのかというような問い合わせがあります。

その中で、今日の教育長会議でも1回教育委員会の皆さんの意見も聞きたいということで、意見があれば聞かせていただきたいと思います。

何にしても、緩和措置も3週間ごとに非常に屋内、屋外で条件が違うと。もちろん、最終的には対策は講じなければならないので、教育委員会としては管理について、利用者に対してはいろいろな、消毒液だとか手指用の消毒液、使ったものに対する消毒をして返却するとか、ノブを触ったりだとかトイレの関係、使った後の消毒、そういったことも周知をしながら、校長会のほうには、今、投げかけているんですが、まだ具体的な再開のめどのところが出せていないというところでもあります。

それと、イベント、大会についても、市と教育委員会の主催については8月31日まで自粛ということで継続されています。中には、大会ができなくてということの損失を含め、季節の変わりごとにしなればと、どこのタイミングで大会の見通しをしたらいいか、もし委員さんのほうから御意見がいただければ、参考に聞かせていただければと思います。

○職務代理者

学校施設の開放のめどというかをどういうふうにして考えるかということ聞き取るということによろしいですね。ではすみません、御意見があれば。

学校を管理していく立場ということと、それから、衛生というか、どういう条件、ルール作りということもですか。

○生涯共育課（スポーツ）

ルール作りというか、今回、コロナ対策について、学校でも学校の授業関係、先ほどもあったように学校の教職員が消毒をしている。今回、利用者については同じようにやってくださいということ打ち出しておりますので、そういった条件的なものは大体まとめているんですが、ただ、本当にやっていただけるかという、そこら辺の見えないところもあることもあって、学校側としても、まだ子供たちが授業で使っている中でそういった対応をしている中で、一般の方の利用もそういう対応をしていただけるのだけれども、100%の対策についてのリスクは無理だよねということで、今、調整中なんですけれども。

何にしても、どこかでこの開放事業というか、使える施設も皆さんで統一していかなければいけないかなと思っているんですが。

○教育長

参事が言われるように、特に体育館の夜間開放について、不特定多数の方々が使うという状況にある。他自治体では、すでに開放している自治体が非常に多くなっているの、市民のスポーツ団体もぜひ早く使いたいという思いがあるのです。

学校の管理責任のトップである校長としては、不特定多数の方々が夜間使うと、昼は子供たちが使うという状況において、本当に感染防止が担保できるかどうかということ。やはり子供の健康、命を最優先にして考える校長、学校としてはどうなんだろうということ、新城市はずっとそれを先延ばしにしてきたのですが、いつまでも市民団体のスポーツ使用を禁止していいものかどうかということなんです。

学校は学校としての考えがありますし、スポーツ団体はスポーツ団体としての希望がありますので、その中でどの辺に妥協点を見出して、いつ使用可とするかどうかということになるのです。その辺の御意見を伺いたいということです。

○職務代理者

御意見あれば、お願いします。

○委員

とても難しいと思うんですね。それでやはり、世の中の動きを見ながらやっていって、例えば1つの例として、今、プロ野球が始まったけれども、あれは観客を入れてやるようになる、そのぐらいになれば私はいんじゃないかなと思うのです、感覚として。

やはり、世の中の動きを見ながら決めていくしかないんじゃないかなと思いますけども。

○委員

私もそれこそ感覚的なものだと思うんですけども、私たちの法人の場合でも、基礎疾患のある方がとても多いので、介護を入れたいんです。そうすると、もう皆さんが夕方帰られた後、会議を行いますと言っても、やはりそこは介護者さんが日中は使うので、どうしても触ってもらいたくない。でも会議はやらなければいけないと外部の方が入られたときには、全てを消毒して、スリッパまで消毒

して、トイレを使えばそこも全部消毒してということが徹底されない限り入れないので、そこまで考えると、何がいいなどとは言えないものですから、そういう対策までしての開放だったらいいんです。けれども、夜帰った後、バレーボールの練習が終わりました、そこへ、使いまわした全てのものが全部掃除するといったら、本当に時間がかかるんですよ。体育館というまた広いところでやった後というの、あちらもこちらも全部拭いて、次に子供たちが触ったであろうものを全て徹底してきれいにふけるかという、どうにも構わないなと思うと、とてもまだ心配があるのかなと、感覚的には思っています。

いつがいいなどということは言えないんですけれども。今のところ、私たちはそのような対策をまだしているというところです。

○委員

私は、校長先生方が心配されるのはもっともだと思いますし、自分も学校は最悪の場合を想定した方がいいと思っています。消毒を万全にしてある状態で体育館を使用し、先ほど参事もおっしゃいましたけれども、その後でちゃんと消毒をしていただけるかどうかの確認ができないんですよ。目に見えないわけですので。そこがちょっと心配だなと思います。

東三河からは感染者が出ていない状況もあって比較的安心なのかなという感じもしますが、慎重というのが一番無難なところなのかなと思います。ちょっと判断が難しいところだなと思います。

○生涯共育課（スポーツ）

ありがとうございました。

また、いろいろな意見がありましたらまたお聞かせいただければと思います。

○職務代理者

ありがとうございます。

では、以上をもちまして本日の報告事項等を終了いたします。

次回定例会議は、7月30日木曜日、1時30分から本庁の4階の第3会議室で開催いたします。よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後3時45分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記